

## 所定疾患施設療養費に係わる治療の実施公表について

平成24年4月に介護報酬改正が行われ、介護老人保健施設において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から肺炎、尿路感染症、带状疱疹の疾病を発症した利用者様に治療を行い、下記の条件を満たした場合に介護報酬で評価される事になりました。当施設では毎月ホームページ上に「所定疾患施設療養費に係わる治療の実施状況」を報告、公表してまいります。

介護老人保健施設 山梨ライフケア・ホーム

---

### 算定条件

- ①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対して、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、一回に連続する7日間を限度とし、連続する7日間を限度とし、月一回限り算定するものであって1月に連続しない1日を7回算定することは認められない事とする。
- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- ③対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - イ 肺炎
  - ロ 尿路感染症
  - ハ 带状疱疹
- ④算定する場合にあっては、診断名、・診察を行った日・実施した投薬・検査・注射・処置内容を記録しておくこと。
- ⑤請求に際して、診断・行った検査・治療内容等を記載しておくこと。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

次ページに算定状況を記載致します。

平成25年度 所定疾患施設療養費 算定状況

介護老人保健施設 山梨ライフケア・ホーム

年月日	人数	疾患名	検査内容	処置内容	投薬内容
平成25年4月	3名	尿路感染	診察、尿検査	投薬	クラビット
		尿路感染	診察、尿検査	投薬	クラビット
		尿路感染	診察、尿検査	投薬	オグメンチン
平成25年5月	6名	尿路感染	診察、尿検査	投薬	クラビット
		尿路感染	診察、尿検査	投薬	フロモックス
		尿路感染	診察、尿検査	投薬	フロモックス
		尿路感染	診察、尿検査	投薬	フロモックス
		尿路感染	診察、尿検査	投薬	フロモックス
		尿路感染	診察、尿検査	投薬	クラビット
平成25年6月	4名	尿路感染	診察、尿検査	投薬	クラビット
		尿路感染	診察、尿検査	点滴、投薬	スルバクシン、クラビット
		尿路感染	診察、血液検査	投薬	フロモックス
		尿路感染	診察、尿検査	投薬	フロモックス
平成25年7月	3名	尿路感染	診察、尿検査	投薬	ミノサイクリン
		尿路感染	診察、尿検査	点滴	スルバクシン
		尿路感染	診察、尿検査	投薬	ミノサイクリン
平成25年8月	1名	尿路感染	診察、尿検査	点滴	スルバクシン